

出張理容・出張美容について



理容所・美容所以外で理容・美容行為ができる場合

出張理容・出張美容を行うときは、事前に保健所への届出が必要です。

理容所・美容所以外の場所で施術することは、次の場合に限り認められています。

① 疾病その他の理由（☆）により、理容所・美容所に行くことができない人に行う場合

☆疾病その他の理由として該当するもの

- （１）疾病・骨折・認知症・障害・寝たきり等、社会通念上、理容所・美容所に行くことが困難な場合
- （２）自宅等で常時、家族である乳幼児の育児・重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っており、当該家族を残して理容所・美容所に行くことが困難な場合

② 婚礼その他の儀式に参列する人に対し、その儀式の直前に行う場合

（演劇、演芸、テレビ出演の直前に施術を行う場合を含む）

③ 社会福祉施設に入所中の人に行う場合

④ 警察署等に拘禁中の人に行う場合



出張理容・出張美容における衛生対策

○ 持ち物

- ☐ 洗浄・消毒済の理美容器具（ハサミ、くし、かみそり、替え刃など）
- ☐ 洗浄・消毒済のタオル類（人数分）
- ☐ 使用前と使用後の理美容器具やタオルを区別して収納できる容器
- ☐ 出張先で理美容器具の消毒を行う場合には、消毒薬や消毒用器材
- ☐ 手洗い用の石鹸・消毒薬
- ☐ 救急箱（絆創膏、消毒薬）
- ☐ 毛髪を清掃する道具、毛髪用のごみ袋など
- ☐ 清潔な作業着、マスク、使い捨て手袋など
- ☐ 理容師・美容師の免許証（写しでも可）



○ 衛生措置

- ・作業スペースは、明るく換気のよい場所・清掃しやすい場所を選ぶ。
- ・作業前及び作業後は、手洗い・手の消毒を徹底する。
- ・理美容器具は、お客様ひとりごとに消毒した清潔なものを使用する。
- ・タオルや布片類は、お客様ひとりごとに取り換える。
- ・毛髪は、お客様ひとりごとに清掃する。
- ・感染症の疑いがある方に施術する場合、マスク・手袋などを着用して作業する。（作業終了後は使用した器具を厳重に消毒する）

